



佐々木みちさん
(川上)



長寿99歳
おめでとうございます

《令和2年5月撮影》
掲載に同意いただいた方のみ掲載しています。

標茶町 ほっとらいふ制度

上下水道料・暖房費・発電賦課金の一部助成を行っています。

助成額は世帯区分によって異なりますので、下記係まで問い合わせください。

助成対象

国民健康保険税の7割減額・5割減額の対象となっている世帯（またはそれと同様な所得の世帯）

支給期

4・8・12月の年3回（暖房費・発電賦課金は12月支給期に助成）

受付場所・問い合わせ

- ・役場保健福祉課社会福祉係（1階④番窓口☎内線133）
- ・各公民館（受け付けのみ）

※受け付けは随時行っています。

※1年に1回の申請が必要です。

※申請の際は、印かんと金融機関の口座番号が分かる物を持参してください。

国民年金保険料

免除について

保険料を納め忘れた状態で、万一、障がいや死亡といった不慮の事態に遭遇すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れない場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「学生納付特例制度」があります。令和2年度から令和3年6月分までの免除の受け付けは7月1日から開始され、令和2年7月分から令和3年6月分までの期間を対象として審査を行います。また、申請できる過去期間については、申請書を提出した日から2年1カ月前までになります。失業などにより保険料を納付することが

経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間があるという方は、一度ご相談ください。

産前産後期間の免除

平成31年4月1日から出産後の国民年金保険料を免除する制度が始まっています。免除される期間は「出産予定日または出産日」が属する月の前月から4カ月間となります。なお、多胎妊娠の場合は「出産予定日または出産日」が属する月の3カ月前から6カ月間となります。

免除を受けることができるのは、国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の方です。申請は出産予定日の6カ月前から可能です。また、出産後に申請することもできます。

※出産：妊娠85日（4カ月）以上の出産をいい、死産・流産・早産された方を含みます。

■申請先・問い合わせ／役場
住民課年金保険係（1階②番窓口☎内線125）、
釧路年金事務所国民年金課（☎0154-22-5810）

保険料は納付期限までに納めましょう

令和2年4月分から令和3年3月分までの国民年金保険料は、月額1万6540円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネットなどを利用している納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

す。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話・書面・面談により早期に納めていただくよう案内を行っています。

未納のまま放置されると、延滞金が課されるだけでなく、強制徴収の手順に従い督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、納付義務者※の財産を差し押さえることもありますので、早めの納付をお願いします。

※納付義務者：納付義務のある方。被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者・世帯主。

■問い合わせ／役場住民課
年金保険係（1階②番窓口☎内線125）、釧路年金事務所国民年金課（☎0154-22-5810）

国民健康保険 後期高齢者医療制度 保険証が新しくなります

国民健康保険

現在お持ちの保険証の有効期限は **7月31日** です。

7月17日ごろに新しい保険証を簡易書留で郵送します。有効期限の切れた古い保険証は、裁断のうえ破棄してください。

有効期限を過ぎても、新しい保険証がお手元に届かない場合は、お問い合わせください。

問い合わせ／役場住民課年金保険係（1階②番窓口☎内線124）

後期高齢者医療制度

現在お持ちの保険証・減額認定証・限度証の有効期限は **7月31日** です。

7月中旬に新しい証を交付しますので、新しい証をご使用ください。

保険証
新しい保険証は水色です



減額認定証
(限度額適用・標準負担額減額認定証)
新しい減額認定証は黄色です



限度証
(限度額適用認定証)
新しい減額認定証は黄色です



引き続き減額認定証と限度証の交付要件に該当する方は、保険証と合わせて送付します。新たに必要となる方は、交付要件に該当することを確認の上、役場住民課年金保険係へ申請してください。

新しい証の有効期限 令和3年7月31日

※紛失した場合は、再交付しますので、役場住民課年金保険係へご連絡ください。

減額認定証の交付要件（次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方）

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> 世帯全員の所得が0円の方（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方） 老齢福祉年金を受給されている方

限度証の交付要件（次の3区分のうち、現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方）

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

問い合わせ／北海道後期高齢者医療広域連合（☎011-290-5601）

役場住民課年金保険係（1階②番窓口☎内線125）

税率と軽減内容が変わります

国民健康保険税率を改正しました

国民健康保険は、病気やけがをした時に安心して医療が受けられるよう、皆さんで支え合う制度です。平成30年4月から、従来市町村ごとに運営してきた国民健康保険事業が、都道府県単位で財政運営されることになり、道から割り当てられた納付金の一部に、被保険者が納めた保険税を充てることとなりました。道から割り当てられた水準と本町の保険税の水準に大きな開きがあるため、今年も税率改正することとなりました。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

国民健康保険税額 ①②③の合計が税額になります。(△は減)

項目	区分	令和元年度	令和2年度	増減
① 医療給付費分	所得割率	4.56%	4.93%	0.37%
	資産割率	17.60%	15.40%	△2.20%
	均等割額	23,000円	24,000円	1,000円
	平等割額	24,000円	23,500円	△500円
	課税限度額	610,000円	630,000円	20,000円
② 後期高齢者 支援金分	所得割率	2.42%	2.43%	0.01%
	均等割額	9,500円	9,500円	—
	平等割額	8,000円	7,500円	△500円
	課税限度額	190,000円	190,000円	—
③ 介護納付金分	所得割率	2.20%	2.20%	—
	均等割額	10,000円	10,000円	—
	平等割額	10,000円	9,500円	△500円
	課税限度額	160,000円	170,000円	10,000円

※所得割額は、前年の総所得金額から地方税法上の基礎控除額を控除した後の額に、税率をかけて算出します。

※資産割額は今年度の固定資産税額に税率をかけて算出します。

所得の低い世帯への軽減措置を拡充します

所得が基準額を下回る場合は、国民健康保険税の均等割と平等割が、基準額に応じて7割・5割・2割軽減されます。この基準額を引き上げし、軽減対象者を拡大します。

軽減措置の基準額

軽減区分	令和元年度	令和2年度	内容
7割	33万円以下	33万円以下	変更なし
5割	33万円+28万円× (被保険者などの人数)	33万円+ 28万5千円 × (被保険者などの人数)	対象者の拡大
2割	33万円+51万円× (被保険者などの人数)	33万円+ 52万円 × (被保険者などの人数)	対象者の拡大

国民健康保険税の納税通知書は、7月上旬に納税義務者となる世帯主に送付します。

問い合わせ

- ・制度について…役場住民課年金保険係（1階②番窓口☎内線123）
- ・税金について…役場税務課税務係（1階⑨番窓口☎内線152）

犬や猫の飼い方についてのお願

犬や猫の飼い方について、多くの苦情が寄せられています。飼い主は、近隣住民の迷惑にならないよう、次の点に注意しましょう。

犬を飼っている方

- ・犬が逃げ出さないように、しっかりとつなぐか柵に入れましょう。
- ・散歩に連れて行く時は必ずリードを付け、袋などを携帯し、ふんの後始末を確実に行いましょう。
- ・散歩の際の伸縮リードの扱いには、十分気を付けましょう。

猫を飼っている方

- ・交通事故や感染症防止、近隣住民へ迷惑をかけないように、猫を外に出さず、室内で飼うよう努めましょう。
- ・トイレは家の中でするようにしつけましょう。
- ・猫に名札などを付けて世話をしていることを明らかにし、飼い主としての責任を果たしましょう。
- ・猫を無責任に増やさないよう注意しましょう。
- ・子猫は生まれてから半年で

令和2年度保険料のお知らせ

7月に保険料決定通知書と保険証をそれぞれ送付しますので、ご確認をお願いします。なお、保険料の計算方法、保険料の軽減などは次のとおりです。

保険料の計算方法

均等割 (1人当たり保険料)	+	所得割 (本人の所得に応じた額)	=	1年間の保険料 (100円未満切り捨て)
52,048 円		令和元年中の所得－33万円 × 10.98%		限度額 64 万円

- ・令和2年度の保険料上限額は、64万円になります。
 - ・年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割りで計算します。
- ※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

保険料の軽減

①均等割の軽減（年額）

世帯の所得に応じて4段階の軽減があり、令和2年度は下記のとおり軽減割合が変更となっています。

所得が次の金額以下の世帯	均等割の軽減割合		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
33万円以下かつ被保険者全員の所得なし (年金収入のみの場合80万円以下)	8割	7割	7割
33万円以下	8.5割	7.75割	7割
33万円+ (28万5千円×被保険者数) 以下	5割	5割	5割
33万円+ (52万円×被保険者数) 以下	2割	2割	2割

- ・軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- ・被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- ・昭和30年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

②被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入した時、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年間のみ均等割が5割軽減となります（52,048円→26,024円）。

※被用者保険とは、協会けんぽなど、主にサラリーマンの方々が入入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険などは含まれません。

保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、役場住民課年金保険係へご相談ください。

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。新型コロナウイルス感染症により収入が減少した場合の減免は、4ページをご覧ください。

問い合わせ

- ・北海道後期高齢者医療広域連合（☎011-290-5601）
- ・役場住民課年金保険係（1階②番窓口☎内線125）



■問い合わせ／役場住民課環境衛生係（1階③番窓口☎内線127）

子どもが産めるようになるので、避妊・去勢をせずに出すと、繁殖してどんどん増えてしまいます。

野良猫に餌を与えている方

- ・野良猫は野生動物と同じ扱いです。絶対に餌を与えないようにしてください。
- ・かわいそうだからと餌を与え続けると、周辺の野良猫も呼び集めて繁殖し、さらに野良猫が増えることとなります。増やさないことが何より大切です。
- ・民法では野良猫に餌を与えている人も飼い主とみなされ、その責任を問われる場合があります。
- ・猫は餌だけでは幸せにはなりません。「自分が飼い主」という自覚を持ち、ふん尿や毛の始末、繁殖管理、けがや病気の際は治療を受けさせるなど、生涯世話を続ける必要があります。

心と体の健康を保つ 生活を送りましょう



新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、仕事・学校・外出・趣味などの活動が変化し、普段と同じように生活が送れない行動制限が続いています。新型コロナウイルスの感染様式が明らかではないことから「自分や大切な家族・友人が感染するのではないか」または「感染させてしまうのではないか」という不安を感じて、生活されていく方も多いのではないのでしょうか。

感染を恐れて病院の受診をためらってしまう、学校の休校や外出先の休業などで普段受けられる支援やケアを受けられない、外出制限のため家族や友人と交流できないことなどにより、無力感や孤独感を抱きやすくなります。このような先の見通せない状況下では、誰もが不安を抱え、制限されることの負担を感じやすく、イライラや不眠、深酒など、心や体の変調が起こりやすくなります。

ストレスは生きていく上で、誰もが多少なりとも感じる自然なものですが、長く続くと心に疲れがたまりやすくなります。今できることを実践して、心の健康を保ちましょう。

- **お家で実践！心や体の疲れを軽減しましょう**
- テレビやインターネットの情報から、離れる時間を作りましょう
- たくさんさんの情報があふれる中で不安が増す時は、その情報から離れる時間を作りましょう。
- 家族や友人に電話で連絡してみしましょう
- 気持ち共有したり、会話をすることで、心が和らぎます。
- 眠れない、気持ちが落ち着かない時は、誰かに相談しましょう
- 誰かに相談することは悪いことではありません。信頼できる人と話をして見通しを立てることは、安心感や希望につながります。
- 心の健康に悩みを抱えていても、特に感染予防策をしている状況の中では、相談することをためらいがちです。一人で抱え込まず、左記へご相談ください。
- **問い合わせ／ふれあい交流センター 健康推進係 (☎485-11000)**

心と体の健康を維持するための活動



出典・日本ストレスマネジメント学会

「高齢者困りごとアンケート」へのご協力をお願いします。

広報しべちゃ6月号「こんにちは地域包括支援センターです」でお知らせしていたとおり「75歳以上の単身高齢者」「75歳以上の高齢者だけの世帯」を対象として「高齢者困りごとアンケート」を送付しています。このアンケートは、普段の暮らしの中で「大変だな」と感じることを答えていただく、簡単なアンケートです。回答期限は7月15日(水)となっていますので、アンケートへのご協力をお願いします。

○ **問い合わせ／地域包括支援センター (☎485-1515)**

町立病院からのお知らせ

標茶町立病院 ☎485-2135
URL <http://www.town.shibecha.hokkaido.jp/hospital/>

現在、当院では受付の際、発熱状況を確認しております。来院時にはあらかじめ体温を計り、熱がないことを確認の上、マスクをしてお越しくださいますようお願いいたします。

受付診療時間 受付時間／（午前の部）午前8時45分～11時 （午後の部）午後1時～3時45分
※自動再来受付機は使用を中止しております。
診療時間／午前9時～午後4時45分

- 内科** ●毎週火曜日・水曜日は、午後休診です。（木曜日・金曜日の午後1～2時は、病棟回診のため診察をお待ちいただいております）
●7月27日(月)～31日(金)は佐藤富士夫医師不在となります。
●8月3日(月)～7日(金)は佐藤泰男医師不在となります。
●8月24日(月)～28日(金)は山本医師不在となります。
- 外科** ●北大医学部消化器外科Ⅰから原則1週間単位で出張医師が担当します。
●毎週金曜日の受付時間は、午後3時までとなります。
- 産婦人科** ●札幌医科大学産婦人科より石岡医師が担当します。
●診療日／7月16日(木)、17日(金)
●受付時間／（午前の部）午前8時45分～11時、（午後の部）午後1時～3時30分
※17日(金)の受付時間は、午後3時までとなります。
●予約制となっています。受診日の5日前までに、来院時または電話で予約してください。予約がなくても受け付けますが、救急の場合を除き予約の方が優先されます。
- リハビリテーション科** ●予約制となっています。新患の方は、医師の診察後に受診日時を予約します。
- 小児科** ●旭川医大小児科から出張医師が担当します。

☆7月の小児科診療受付時間／

	一般診療	予防接種（事前予約が必要です）	
	午前8:45～11:00	午後1:00～2:00	予約受付締切
7日(火)	●	●	7月6日(月)正午
14日(火)	●	●	7月13日(月)正午
21日(火)	●	●	7月20日(月)正午
28日(火)	●	●	7月27日(月)正午

【予防接種】

- 《小児科／定期接種》 ●麻しん風しん混合・BCG・ヒブ・小児用肺炎球菌・B型肝炎・四種混合・日本脳炎・水痘の接種希望者は、**予約受付締切時間まで**に総合受付窓口または電話で申し込みください。（ワクチンの準備の都合上、お願いします）
●BCG以外の予防接種は、同時接種が可能です。
- 《16～20歳未満の日本脳炎》 ●対象の方で接種を希望される方は、1回目の接種はふれあい交流センターへ、2回目以降の接種は町立病院にそれぞれ1週間前までに申し込みください。
- 《子宮頸がん》 ●定期接種(中学1年～高校1年対象)・任意接種ともに、産婦人科での診療となりますので、上記日程を参照してください。ワクチン入荷日が確定次第、接種日を決定します。
- 《任意接種》 ●おたふくかぜ・定期接種以外の水痘・65歳以上の肺炎球菌・麻しん風しん混合は予約が必要となりますので、5日前までに総合受付窓口または電話で申し込みください。
- ※定期の予防接種についての詳細は、ふれあい交流センター健康推進係(☎485-1000)へ問い合わせください。

＝お願い＝町立病院は、救急指定病院として24時間体制で診療を行っていますが、医師の負担軽減のためにも、緊急に診断・治療が必要な方を除き、通常時間帯の受診をお願いいたします。

長寿88歳

おめでとうございます

《令和2年5月撮影》
掲載に同意いただいた方のみ
掲載しています。

逢坂はる子さん
(開運)



千葉昭雄さん
(沼幌)



東海林良夫さん
(ルラン)



羽石仁郎さん
(平和)



中嶋美保さん
(麻生)



棚橋孝吉さん
(桜)



齋藤英子さん
(旭)



町営住宅入居者募集

7月10日まで下記住宅の入居者を募集します。

申し込み・問い合わせ

役場管理課管財係 (1階⑩番窓口☎内線142)



団地名	住宅番号	室構成	面積	竣工年度	月額家賃
虹別団地	N-8	3LDK	74.90㎡	H8	18,600~ 27,700円
	N-20	3LDK	74.90㎡	H10	19,000~ 28,300円

申し込みに関するご注意

- ・月額家賃は世帯人数や年間所得により左の表の幅で変わります。
- ・1つの住宅に2件以上の申し込みがあった場合は、選考委員会を開催し、入居者を決定します。
- ・申し込みの結果は20日ごろ郵送でお知らせします。
- ・入居が決定した場合、入居者と同程度以上の収入がある連帯保証人(1人)の連署する請書の提出が必要で、月額家賃の3カ月分の敷金が必要となります。
- ・単身者は1LDK・2DK・2LDKまでの住宅のみ申し込みできます。ただし、2LDKは2名以上の世帯の申し込みがある場合は、その世帯が優先されることがあります。
- ・持ち家がある方(共有名義も含む)は申し込みできません。
- ・町営住宅では犬・猫・鳥などの動物は飼うことができません。また、一時預かりも認めません。その他動物への餌付けも迷惑行為となるので禁止しています。
- ・6月10日現在、退去届けが出されている住宅です。入居日については、修繕などにより遅くなる住宅もありますのでご了承ください。

広報しべちゃ 有料広告募集

広報しべちゃに
告を掲載してみま
せんか?申し込みは
左記係まで。

原稿は原則電子
データで提出して
ください。

○規格・料金

・広告1 (3000
円) : 縦45mm×横
88mm

・広告2 (6000
円) : 縦45mm×横
176mmまたは縦
90mm×横88mm

○申込方法・申込締切

・8月号:

7月6日(月)まで

・9月号:

8月5日(水)まで

○申し込み・問い合わせ

役場管理課管財係
(2階⑩番窓口☎
内線224)

※申込多数の場合は
先着順

